

第 4 2 7 回
令和 7 年度第 4 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 7 年 8 月 2 6 日

北海道労働局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年8月26日(火)9:53~10:17

2 場 所 北海道労働局 7階会議室

3 出席者

【委 員】 公益代表 片桐委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員、八重崎委員
労働者代表 入江委員、金子委員、藤田委員、山田委員、渡辺委員
使用者代表 池田委員、片岡委員、久郷委員、馬込委員、渡部委員

【事務局】 労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正に係る審議会の意見に対する異議申出について
- (2) その他

5 議事内容

○賃金室長

これより令和7年度第4回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

まずは、定足数について報告いたします。本日は、北海道最低賃金審議会委員全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている成立要件を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が4名と取材のため1名の記者の方が傍聴されていることを報告いたします。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いします。

○亀野会長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事次第の1番「北海道最低賃金の改正に係る審議会の意見に対する異議申出について」です。

当審議会におきまして、北海道最低賃金改正については、令和6年8月8日、金曜日に北海道労働局長に答申したのですが、最低賃金法に基づき答申の要旨を公示したところ、異議の申立てがありました。

このため、本日、北海道労働局長から異議申出について諮問が出されると伺ってお

ります。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、諮問文を読み上げさせていただいた後、局長より会長へ諮問文をお渡しいたします。諮問文につきましては、資料ナンバー 1 で、お手元にございますので、御参照下さい。

それでは審問文を読み上げさせていただきます。

令和 7 年 8 月 26 日

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野淳 殿

厚生労働省北海道労働局長 村松達也

最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について（諮問）

標記について「きよの社会保険労務士事務所」から最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

○賃金室長

会長と局長は、議場中央にお進み下さい。

（議場中央において、局長より会長へ諮問文を手交）

ありがとうございました。それでは会長、進行を引き続きお願いいたします。

○亀野会長

ただ今北海道労働局長より諮問を受けました。審議の前に、事務局より異議の申出の内容につきまして説明をお願いいたします。

○賃金室長

本日は異議申出書を提出していただきました、きよの社会保険労務士事務所代表の清野裕二様に来ていただいておりますので、異議申出の内容について御説明をお願いしたいと思います。

清野様、10 分程度で御説明をお願いします。

○清野社会保険労務士

きよの社会保険労務士事務所の代表の清野と申します。

お手元に資料がございますでしょうか。こちらの資料のとおり、使用者といたしま

して、異議を申立ていたします。

異議の内容といたしましては、こちらの資料に記載しておりますけれども、今回公開されました公示内容に関しましては、カイツ指数の高止まりによる影響の観点が抜けております。カイツ指数の高止まりによって国内、北海道内の高度技術者が流出することによる負の影響、こちらの観点が抜けております。

具体的にどのような状態になっているかということについて説明いたしたいと思います。カイツ指数というのは、1970年ハイマン・カイツーによって考察された経済指数です。これは最低賃金の中央平均値、この比率によって影響度を測るものです。例えば、アメリカのところ、大体20%くらいです。それに対して、フランス、60%くらいです。最低賃金の金額が上がることによって生産性が上がるというアメリカの論文、この影響とフランス、ドイツの論文で報告された高止まりの影響、これはドイツの論文ですけれども、高い状況によって最低賃金が上がった場合の影響が異なるという内容でございます。

このドイツの論文の影響で考えたところ、最低賃金を上げると、高度技術者、高度労働技能労働者の流出が発生いたします。それによって、最終的にはその地域の生産性が落ちてしまって、かえって逆効果になりますという結果が報告されております。

そこで、北海道においてはどのような状況かというのをまず分析して、それに応じて、最終的にどのような金額であれば、どれくらい北海道地域のGDPがどれくらいになるかを考慮し、最終的に1,060円以下、これが最適な形になります。

具体的な数値を出した手順ですけれども、最初に北海道の規模から考えて、北海道のカイツ指数を作成いたしました。次に2ページ、3ページ目のところで、北海道の企業指数から労働分配率を出して、労働分配率で企業指数から実質的に上げることができる総人件費において、どれくらい上げることができるかという計算で3.5%、いわゆる人事院勧告における3.6%ですね。それにより作成いたしました。

それで予想された2025年、今回の答申によるカイツ指数が57.7%、この程度になると算定いたしました。札幌圏と都市部、その他の地方都市部、それ以外のカイツ指数も作成いたしました。また、カイツ指数57.7%、この数字と全国と北海道の最低賃金、平均賃金の格差の推移から一体どれくらい労働者が流出するかについても算定しました。それに対して、実際の最低賃金の変動を予想して、どうなるかという結果は、最後のページに詳細分析表を作成いたしました。

結果といたしましては、最低賃金が現状維持であれば、最終的に流出する人数は6,000人台となります。GDP成長率のGDPは北海道地域に限定した数値です。

北海道地域に限定した数値は0.52%になります。それで分析する。最低賃金は何円になったかという根拠、現状維持と生活保護に手取りを合わせたような基本金額、生

活保護に整合性を合わせた金額、さらに物価上昇や消費者物価状況、あとは人事院勧告に合わせて計算した金額で、企業負担分析から計算した金額が 2,060 円、これは答申の金額と物価指数で算定したものであり、1,600 円という金額はこちらの方で独自で算定した金額です。

さらに中央最低賃金審議委員会の答申額 1,072 円、北海道の今回の公示額 1,075 円で計算した場合、最終的にどうなったかという、最後の詳細分析表になりますけれども、最低賃金が 1,060 円までに關して GDP 成長率についてはプラスを保つことはできます。しかし、1,072 円、1,075 円に關しては、カイツ指数の高止まりの影響によって、高技能労働者が流出し、北海道自体の稼ぐ力が減ってしまうことによって、北海道全体の GDP も下がってしまうという結果になります。

最後に 5 年間の GDP 成長予測ですが、このペースで進んだ場合、最終的には 1,060 円を境に±の差が発生いたします。今回に關しては、1,060 円以下に最低賃金の上昇を抑えることが GDP の観点からも、そして人口減少、高技能技術者の人口減少という観点からも正しいと考えられることから、最低賃金は時給 1,060 円ぐらいにすべきという形で異議を申出いたします。

○亀野会長

ありがとうございます。

ただ今の清野氏の説明につきまして、各委員から御質問等はございますでしょうか。

折角なので一点、私の方から質問させていただいてよろしいですか。

EU の指令で、最低賃金の一つの目安として、フルタイムの労働者の中央値の 60%、平均値の 50%というのが示されているのですが、それをどう日本に当てはまるか。實際どの統計をどう用いてっていうのはなかなか難しいですけど、それを見ると、日本は欧米諸国、アメリカはちょっと特殊ですけども、ヨーロッパ諸国と比べて低いというような数字も出ていますが、それについてはこの推計とどう関係あるのでしょうか。

○清野社会保険労務士

その推計に關しましては、資料の 2 ページ目、3 ページ目のところになりますけれども、産業別格差と地域別格差、札幌圏以外のところはたくさんありますので、それは北海道として見た場合となります。北海道としてみた場合は、超えている形になります。

○亀野会長

これはフルタイムのみですか。

○清野社会保険労務士

フルタイムと時給も入っています。

○亀野会長

パートタイムは入っていますか。

○清野社会保険労務士

パートタイムも入っています。パートタイムは時給計算。フルタイムの方とパートタイムの方、これを全部合わせたら、毎月勤労統計調査を使っておりますので、パートタイムに関してもフルタイム計算として計算しています。

○亀野会長

要はパートタイマーの人の賃金も入っているということですね。

○清野社会保険労務士

そういうことです。

○亀野会長

はい、わかりました。それと、賞与とか残業は入っていますか？

○清野社会保険労務士

それは除いています。

○亀野会長

除いていますね。まあ、それはいろいろ議論の特にこの指標考える上では、どう推計するかということで、一つの議論かなと思います。

分かりました。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。特にないようですので、これで質疑を終了したいと思います。清野さん、本日はどうもありがとうございました。

それでは、これから異議の申出について審議をいたします。労使各側から御意見を願いいたします。まずは労働者代表委員から願いいたします。

○山田委員

労働者代表委員の山田と申します。私の方から意見を述べさせていただきます。

各専門部会の金額審議において、最低賃金法に定める各数値指標に基づいて審議した結果で採決されたと思っておりますので、この異議申立につきましては、棄却を求めていきたいと思えます。

以上です。

○亀野会長

ありがとうございます。続いて、使用者代表委員から御意見お願いいたします。

○池田委員

地方の最低賃金の決定に当たっては、その地方の審議会における公労使三者の協議によって決定しております。

今回の審議会についても各種データに基づいた審議を行っておりますし、地域間格差、国際的観点からも十分審議の中に盛り込んでおりますので、今回の異議申立については、棄却ということをお願いします。

○亀野会長

ありがとうございます。労使、それぞれ、代表から御意見を伺いました。他委員の中から御意見ございますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは無いようですので、労使双方の意見を踏まえた結果、当審議会といたしましては、本件の異議申出の内容については、既に十分な審議済みとして棄却するということが相当と判断されます。

したがって、令和6年8月8日付の当審議会から北海道労働局長への答申内容について、変更する必要性は認められないと決定してよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議がないようですので。そのように決定したいと思います。
それでは北海道労働局長宛ての答申文の協議に入ります。
事務局は、答申文案を配布した上で読み上げてください。

○賃金室長

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

令和7年8月26日

北海道労働局長 村松達也 殿

北海道最低賃金審議会 会長 亀野淳

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年8月26日に貴職から、令和7年8月8日付け北海道最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「きよの社会保険労務士事務所」からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する

記

令和7年8月8日付答申のとおり決定することが適当である。

以上でございます。

○亀野会長

ありがとうございます。

ただ今読み上げられました答申文（案）でよろしいでしょうか、何か御意見等ございますでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議ないということで、それでは事務局は答申文を用意してください。

○亀野会長

答申を行います。

○賃金室長

会長と局長は議場中央へお進みください。

(議場中央において、局長より会長へ諮問文を手交)

ありがとうございました。お席にお戻り下さい。

それでは会長、引き続き進行お願いいたします。

○亀野会長

局長から挨拶があると伺っております。よろしくお願いいたします。

○村松局長

それでは改めまして委員の皆様方には大変御多忙の中、御出席、御審議をいただき、誠にありがとうございます。

昨日までに申出がなされました、1 件の異議につきまして令和 7 年 8 月 8 日付答申の内容に変更ない旨の答申をいただいたところです。

今後は、地域別最低賃金の令和 7 年 10 月 4 日の発行に向けて、諸手続を進めてまいるとともに、審議会の報告にもありました関係機関と密接な連携を強化して、賃上げしやすい環境整備及び一層推進するとともに、各種助成金措置の周知などを行ってまいります。委員の皆様方には、諮問以降、長期間にわたり地域最低賃金の御審議をいただいたことに対して、改めて御礼を申し上げる次第です。

大変ありがとうございました。

○亀野会長

ありがとうございました。

それでは次の議事次第に入りたいと思います。議事次第の 2 番目、「その他」に入ります。事務局から何かありますでしょうか。

○賃金室長

事務局から特定最低賃金の審議の状況について御説明をいたします。現在、本日を期日とします専門部会委員の公示を行っております。締切後、早急に任命手続と日程調整を行い、9 月上旬から各専門部会を開催できるよう準備を進めております。

また、各特定最低賃金の専門部会の答申に対しまして、異議申出があった場合につきましては、本審の開催が必要となりますので、改めて御承知おきいただきたいと思います。

以上となります。

○亀野会長

ありがとうございます。

特定最賃の審議について、ただ今の事務局の報告につきまして、御意見御質問ございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

特に無いようですので、事務局の説明どおり、日程調整の上、9月上旬から特定最低賃金の専門部会が開催され、審議されるということになります。

他に何かございますでしょうか。

委員の皆さんから特にございませんか、よろしいですか

特に無いようですので、これにて本日の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。